

# 川島税務署からのお知らせ

## 税務署の確定申告会場は2月18日(月)開設!

税務署の確定申告会場の開設期間は、2月18日(月)から3月15日(金)まで(土・日曜日を除く)です。受付時間は、午前8時30分から午後4時。ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。

長時間お待ちいただく場合があります。自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

## 電話による申告相談をご利用ください!

1月18日(金)から3月15日(金)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。  
※確定申告以外の国税に関する一般的な相談を希望する方は、所轄の税務署に電話し、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。

## マイナンバーの記載忘れにご注意ください!

平成30年分の所得税、贈与税および消費税の確定申告書については、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示または写しの添付が必要です(申告書等を提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示等した方も同様)。

また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

## 平成31年1月から、e-Taxの利用手続きがより便利になりました!

- ★マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、e-Taxで申告可能に!
- ★用意するものは次の2つ! ①ID(利用者識別番号) ②パスワード(暗証番号)  
※発行を希望する方は、運転免許証などの本人確認書類を持参し、税務署へお越しください。  
※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。  
※マイナンバーカードおよびICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。
- ★国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます!
- ★平成31(2019)年1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。  
詳しくはお問い合わせください。

## 医療費控除が改正されています!

- ★平成31(2019)年分までの確定申告では、これまでどおり領収書を提出することも可能です。
- ★医療費控除の申告・医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等は、「e-Taxを利用して送信」するか、「印刷して税務署に郵送」することもできます。

●問い合わせ 川島税務署 ☎25-2211

※電話をおかけいただきますと、自動音声でご案内しますので、案内に従って、ご用件の番号を選択してください。

# 平成30年中所得申告相談日程表

受付時間 午前9時30分~午後3時

例年、午前中はかなり混み合っていますので、時間をずらしてお越しください。

また、農業・営業等・不動産所得の収支や医療費は、必ず集計してから会場へお越しください。

集計ができていない場合、会場で集計していただくことになりますので、ご了承ください。

相談日	地区区分	会場
鴨島町	2月18日(月)	森山地区
	2月19日(火)	上浦・牛島地区
	2月20日(水)	西麻植・敷地地区
	2月21日(木)	飯尾・呉郷地区
	2月22日(金)	鴨島・上下島・喜来地区
	3月8日(金)	知恵島・鴨島・上下島・喜来地区
3月11日(月)	鴨島町全域	市役所本館 3階大会議室
川島町	2月25日(月)	児島・学・三ツ島地区
	2月26日(火)	桑村・山田・川島・宮島地区
	2月27日(水)	川島町全域
山川町	2月28日(木)	宮島南・北、祇園、八坂南・北、青木、若宮・東、瀬詰八幡、三島、春日、湯立東・西・北、旭、中筋、井上、久宗、榎谷、楠根地、皆瀬、桑内
	3月1日(金)	宮地、季邦、住吉、翁喜台・東、西ノ原、旗見、迎坂、南・中・北町、西山、川田天神、村雲、北島東・西
	3月4日(月)	麦原東・西、川東東・南・西・北、恵下、奥川田東・西、瀬津、東・西市久保、原、貞田、舟戸東・西、衣笠
	3月5日(火)	山瀬天神、忌部北・南、中央東・西、日の出第1・第2、西久保東・中・南・西、諏訪・東・東2・東部・南部・中部、ほたる川、北村
	3月2日(土)	山川町・美郷全域
	3月6日(水)	
美郷	3月2日(土)	山川町・美郷全域
	3月6日(水)	
	3月7日(木)	美郷全域
市全域	3月10日(日)	吉野川市全域
	3月12日(火)	
	3月13日(水)	
	3月14日(木)	
	3月15日(金)	

●青色申告 ●住宅借入金等特別控除(新築・増築・耐震改修・バリアフリー改修工事など) ●雑損控除 ●山林所得 ●消費税申告 ●次所得・控除を申告する方は、川島税務署で申告してください。 ●譲渡所得(土地、家屋、株式など)

◎所得税(国税)の確定申告は、川島税務署でも受け付けています。

●問い合わせ 市税務課 ☎22-2215 FAX22-2247